

【ご注意とお願い】

■有効期限を確認して、ご家族も一緒に申請を！

国によってはパスポートの残りの有効期間が6か月以上ないと入国できない場合があります。海外へ行かれる際には、事前に必ずパスポートの残りの有効期間を確認してください。

残りの有効期間が1年未満の場合は、切替申請（パスポートを更新すること）をお勧めします。

また、海外での事故や入院等の「もしも」の場合には、日本のご家族が急遽現地に駆けつける必要が生じ得ます。パスポートの申請から交付まで2週間程度かかることとなりますので、海外赴任や留学などで海外に住まれるご家族がいらっしゃる場合には、万が一に備えて、日本のご家族も一緒にパスポートを申請することをお勧めします。

■お急ぎの場合の発給申請について

これまでは、海外における親族の事故・病気等を理由に急遽現地に渡航するためにパスポートが必要な場合のように、真に人道的なケースでは、通常よりも早い日数でパスポートを作成しお渡しできる場合があります（緊急発給）。

しかしながら、令和7年3月24日申請受理分からパスポート作成が国立印刷局で行われるようになりますと、通常より早い日数での発給が難しくなります。

このため、繰り返しになりますが、海外赴任や留学などで海外に住まれるご家族がいらっしゃる場合には、万が一に備えて、日本のご家族も一緒にパスポートを用意しておくことをお勧めします。